

田野町地域応援プレミアム付商品券事業実施要綱

令和2年田野町要綱第16号

(目的)

第1条 この要綱は、田野町地域応援プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）を発行することにより、新型コロナウイルス感染症により低迷した消費を喚起し、地域の中小商工業振興及び活性化に寄与するとともに、町民の生活支援を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 前条の目的を達成するために田野町（以下「町」という。）が発行する金券をいう。
- (2) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (3) 購入対象者 田野町住民基本台帳（令和2年9月1日現在）に記載された世帯主（以下「対象者」という。）をいう。
- (4) 指定店 商品券の取扱いができる事業所をいう。

(商品券の販売等)

第3条 町はこの要綱の定めるところにより、対象者に商品券を販売する。

- 2 商品券の販売額は、対象者1世帯につき、10,000円分の商品券を5,000円で販売し、その上限は30,000円とする。
- 3 商品券の販売単位は、1単位当たり5,000円とし、その内訳としては全店舗共通券16枚及び小規模店舗専用券4枚の合計20枚とする。
- 4 商品券の1枚当たりの額面は、500円とする。

(購入引換券)

第4条 対象者には商品券購入引換券交付申請書（様式第1号）を郵送する。

- 2 前項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認のうえ、商品券購入引換券（様式第2号）の交付を決定し、当該対象者に対し購入引換券を交付する。ただし、内容に疑義がある場合には、町から当該対象者に対し、必要な資料や説明を求めるものとする。
- 3 前項により発行した購入引換券については、紛失等による再発行は行わない。

(商品券の販売)

第5条 購入引換券の交付を受けた対象者は、役場出納室において購入代金を納入のうえ、まちづくり推進課において購入引換券を提示することにより、商品券の引換をすることができる。

- 2 商品券の購入回数は6回を上限とする。
- 3 商品券の販売期間は、商品券発行の日から令和2年12月25日までとする。

(商品券の使用範囲等)

第6条 商品券は、指定店との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 商品券の使用期間は、商品券発行の日から令和3年3月31日までとする。
- 3 指定店は、取引に使用された商品券の券面金額の合計額が取引の対価を上回るときは、商品券の使用者に対し、当該対価を上回る額に相当する金額の支払は行わないものとする。
- 4 商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 5 商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 不動産、金融商品、たばこ、医療費
 - (2) 商品券、プリペイドカードその他の換金性の高いもの
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定に抵触するもの
 - (4) 国税、地方税、使用料その他の公租公課
 - (5) その他、町が適当でないと認めたもの

(指定店の登録等)

第7条 指定店として登録できる者は、田野町内において、事業所、店舗等を有する事業者とする。また、田野町住民基本台帳に登録があるもので、中芸地区内で事業を行っているものも対象とする。

- 2 指定店の登録をしようとするもの（以下「申請者」という。）は、商品券指定店登録申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による登録申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否について決定し、商品券指定店登録証（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(指定店の責務)

第8条 指定店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 取引において商品券の受取りを拒まないこと。ただし、応援券の破損汚損等の程度が大きい場合はこの限りではない。

(2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。

(3) 町と適切な連携体制を構築すること。

2 町は、指定店が前項各号に反する行為を行ったときは、指定店の登録を取り消すことができるものとする。

(商品券の換金)

第9条 町は、指定店において商品券が使用された場合は、指定店に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、指定店は町に商品券換金請求書(様式第5号)と合わせて、受け取った商品券を提出し、券面記載の金額での換金を申し出るものとする。

3 換金の方法は、口座振替により行うものとする。

(禁止)

第10条 商品券を偽造し、又は不正に使用してはならない。

(破損等の届出)

第11条 商品券を著しく破損又は汚損したときは、速やかに町長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。